

保険金をお支払いしない主な場合

次の就業障害については保険金をお支払いしません。

- ご契約者・被保険者の故意または重大な過失により被った身体の障害による就業障害
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体の障害による就業障害
- 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体の障害による就業障害
- 地震・噴火または津波により被った身体の障害による就業障害※16
- 発熱等他覚的症候のない感染を原因として生じた就業障害
- むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによる就業障害
- 無免許運転または法令に定める酒気帯び運転中に生じた事故により被ったケガによる就業障害
- 被保険者が精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害※17
- 被保険者の妊娠・出産・早産・流産により被った身体の障害による就業障害※18
- 保険期間開始時より前に被った身体の障害による就業障害※19

※16 天災補償特約がセットされている場合、地震・噴火または津波により被った身体の障害による就業障害については補償の対象となります。

※17 精神障害補償特約がセットされている場合、次の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害については補償の対象となります。
（補償対象期間は原則24か月です。）

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中、次の分類番号に該当する精神障害
F04からF09、F20からF51、F53、F59からF63、F68からF69、F84からF89、F91からF92およびF95
（例）統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害（躁うつ病）、強迫性障害（強迫神経症）、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害など

※18 妊娠に伴う身体障害補償特約がセットされている場合、被保険者の妊娠・出産・早産・流産により被った身体の障害による就業障害については補償の対象となります。（免責期間は、主契約の免責期間または90日のいずれか長い期間となります。）

※19 普通保険約款第2条（契約の協定事項）（1）⑨にいう「始期前治療に関する取扱い」は次のとおりとしますが、協定書により異なる取扱いをすることがあります。

「保険期間開始時より前に被った身体の障害による就業障害はお支払いの対象となりません。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いします。」

個人情報の取扱いに関する事項

当社はお客さまの情報を、必要に応じ、次の目的で利用させていただきます。

- 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供、運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、上記利用目的に必要な範囲で、代理店・業務委託先（明治安田生命を含みます）、保険金支払いに係る関係先や再保険会社等へ、この契約に係るお客さまの情報を提供することがあります。


また、適正な保険契約のお引受け等を目的とし、他の損害保険会社等との間で、お客さまの情報を共同利用することがあります。当社におけるお客さまの情報の取扱いについては、ホームページ（<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

その他

このパンフレットは、団体長期障害所得補償保険商品の概要をご説明したものです

団体長期障害所得補償保険商品の詳しい内容については、「ご提案書」をご覧ください。
取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約したものと見なされます。

また、ご契約に際しては、必ず「重要事項説明書（重要事項のご説明）」をご覧ください。

引受保険会社

明治安田損害保険株式会社
 〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1
 TEL: 03(3257)3177(営業推進部)

取扱代理店

ホームページ <http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

Group Long Term Disability

団体長期障害 所得補償保険



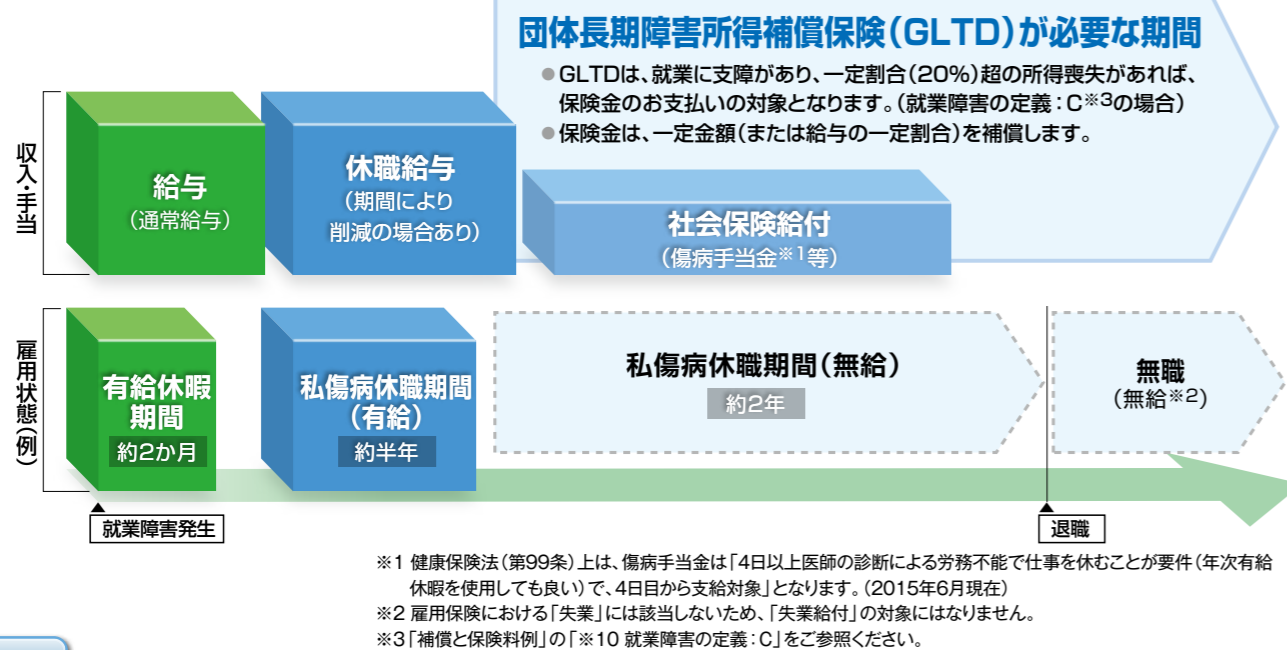
団体長期障害所得補償保険 (GLTD) は、従業員のみなさまが病気やケガにより働けなくなったときに、長期間所得を補償します。

GLTDには2つの加入方式があります。

1 GLTDの必要性

病気やケガにより長期間働けなくなり職場復帰できない状態が続けば、収入は減少し、本人・家族は生活費、ローン返済等さまざまな出費に困窮します。

そのため、長期間働けなくなったときの所得の補償に関し、企業・団体の福利厚生制度への期待は高まり、これらの補償を準備する企業・団体が増えてきています。



2 補償の概要

団体長期障害所得補償保険(GLTD)は、

- 1) 保険期間中に所定の就業障害となり、
- 2) その状態が免責期間を超えて継続したときに

所定の就業障害が継続している期間1か月について、保険金月額をお支払いする保険です。なお、免責期間を超える就業障害が終了し、その就業障害の原因となった身体の障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、同一の就業障害とみなして保険金をお支払いします。

また、保険期間開始前に発生していた身体の障害による就業障害、いわゆる始期前治療に関する取扱いは、次のとおりとなります。
 ⇒「保険期間開始時より前に被った身体の障害による就業障害はお支払いの対象となりません。※4 ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いします。」

※4 保険期間開始時より前に被った身体の障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払いの対象外となる場合があります。なお、協定書により異なる取扱いをすることがあります。

3 主な特約の内容

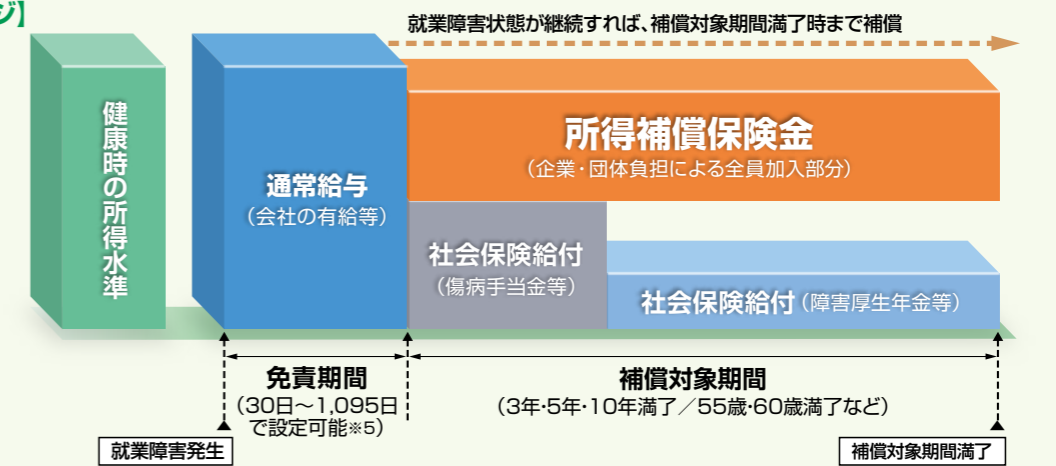
特約	内容	備考
精神障害補償特約	所定の精神障害について保険金をお支払いする特約	補償対象期間は、原則24か月です。
妊娠に伴う身体障害補償特約	被保険者の妊娠・出産・早産・流産により被った身体の障害による就業障害について保険金をお支払いする特約	免責期間は、主契約の免責期間または90日のいずれか長い期間となります。
天災補償特約	地震・噴火または津波により被った身体の障害による就業障害について保険金をお支払いする特約	

4 GLTDの加入方式

全員加入型 (A型)

全員加入型(A型)は、企業・団体が契約者として保険料を負担し、従業員や所属員が病気やケガにより就業できなくなったとき、有給制度や健康保険だけでは補えない所得の喪失を長期間にわたり補償する団体保険です。就業できない状態が続く限り、最長退職年齢まで補償することが可能であり、福利厚生制度をより充実するためにお役立ていただけます。

【設計イメージ】



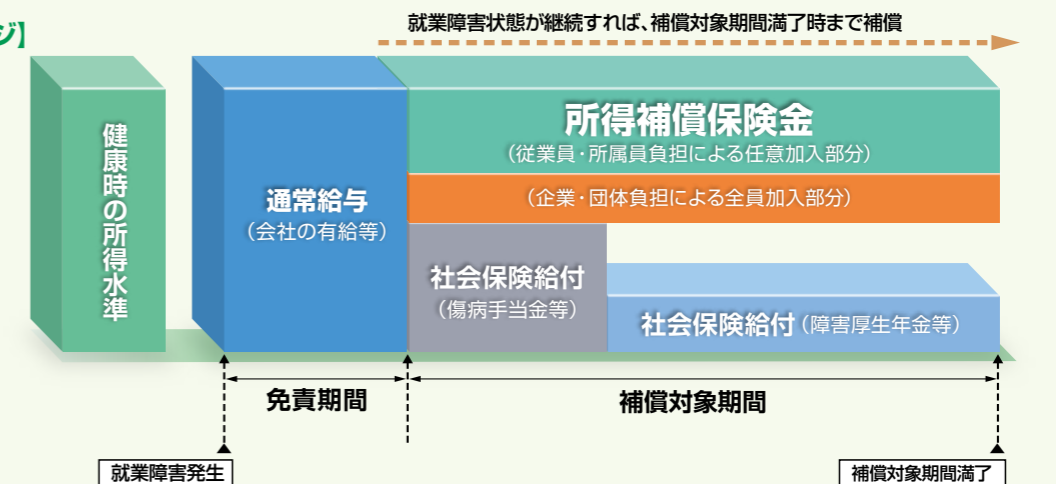
※5 補償対象期間が3年または5年の場合は、免責期間を7日~1,095日で設定することができます。

全員加入型 (A型) + 任意加入型 (B型)

任意加入型(B型)は、企業・団体の従業員・所属員が病気やケガにより就業できなくなったとき、所得の喪失を長期間にわたり補償する自助努力のためにご利用いただく団体保険です。

加入者が保険料を負担する任意加入型(B型)と、企業・団体が保険料を負担する全員加入型(A型)をあわせて制度化することにより、企業・団体にとっては福利厚生制度を充実でき、また、加入者にとっても職場などで手軽に加入できるほか、団体割引適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります。(加入者数20名以上の場合)

【設計イメージ】



付帯サービスのご案内

(全員加入型(A型)のご契約に付帯されるサービスです。)

団体長期障害所得補償保険の被保険者(従業員など)、人事・労務ご担当者に次のサービスを無料でご利用いただくことができます。なお、本サービスは、保険証券記載の保険期間中のご利用となります。

24時間健康・医療相談(従業員向け相談サービス)

幅広い分野のご相談について、専用電話番号(フリーダイヤル)でご利用いただけます。

健康・医療相談

- ① 相談受付日時…… 24時間 365日
- ② 利用対象者…… 本人とご家族(被扶養者)
- ③ 相談回数…… 利用回数に制限はありません。年間を通じ何回でもご利用いただけます。
- ④ 1回の相談時間…… 特に制限はありません。(相談へのアドバイスが完了するまで)
- ⑤ 相談にあたって…… 匿名でのご利用となります。(本人・家族の別、性別等をお聞きます。)
- ⑥ 相談例…… 健康管理、家庭内介護、妊娠・出産・育児、小児科緊急医療、緊急医療機関案内 など

★相談にあたるヘルスアドバイザーは、全員が保健師、看護師、管理栄養士等の国家資格を持った健康相談の専門家です。

メンタルヘルス相談(従業員向け相談サービス)

全国(国内)どこからでも専用電話番号(フリーダイヤル)で電話カウンセリングが受けられます。また、全国147か所(2015年6月現在)において無料の面接カウンセリングをお受けいただくことができます。

電話カウンセリング

- ① 相談受付日時…… 月～土曜日10:00～22:00(祝日・年末年始を除きます。)
- ② 利用対象者…… 本人とご家族(被扶養者)
- ③ 相談回数…… 利用回数に制限はありません。年間を通じ何回でもご利用いただけます。
- ④ 1回の相談時間…… 約20分程度です。
- ⑤ 相談にあたって…… 匿名でのご利用となります。(本人・家族の別、年齢、性別等をお聞きます。)

面接カウンセリング

- ① 予約受付日時…… 月～土曜日10:00～20:00(祝日・年末年始を除きます。)(カウンセリング可能日時はカウンセリング拠点により異なります。)
- ② カウンセリング…… 東京カウンセリングセンター(東京都中央区)と全国主要都市の提携カウンセリング拠点で受けることができます。(拠点数全国147か所(2015年6月現在))
- ③ 利用対象者…… 本人とご家族(被扶養者)
- ④ 相談回数…… 本人・家族ともに1年間5回までです。(6回目からは別途費用が発生します。)
- ⑤ 1回の相談時間…… 約50分程度です。
- ⑥ 相談にあたって…… 完全予約制のため、氏名・連絡先をお聞きます。(面接の際には、社員証・保険証などの本人確認資料をご提示いただけます。)

メンタルヘルス相談(人事・労務担当者向け相談サービス)

メンタル不調者への対応方法、医療機関のご案内、休職・復職に関するご相談、メンタルヘルス対策全般に関するご相談について、専用電話番号(フリーダイヤル)でご利用いただけます。

職場におけるメンタルヘルス相談

- ① 相談受付日時…… 月～土曜日10:00～22:00(祝日・年末年始を除きます。)
- ② 利用対象者…… 人事・労務担当者等
- ③ 相談回数…… 利用回数に制限はありません。年間を通じ何回でもご利用いただけます。
- ④ 1回の相談時間…… 約20分程度です。

- 本サービスは医療行為を行うものではありません。ご利用にあたっては、保険証券同封の「付帯サービスのご案内」をご覧ください。
- 本サービスは保険期間中、明治安田損害保険(株)の委託先である明治安田ライフプランセンター(株)がご提供します。
- 本サービスは予告なしに変更または中止することがあります。この場合、改定内容および改定日をご契約者さま宛通知します。

補償と保険料例

全員加入・定額型^{※6} 年払保険料^{※7}

補償内容	保険金月額:5万円					
	5年満了			60歳満了		
補償対象期間 ^{※8}						
業種 ^{※9}	1級	2級	3級	1級	2級	3級
従業員数						
1,000人	385万円	481万円	577万円	542万円	678万円	813万円
500人	232万円	290万円	348万円	327万円	409万円	491万円
300人	148万円	184万円	221万円	208万円	260万円	312万円
100人	49万円	61万円	74万円	69万円	87万円	104万円

【前提条件】

- 全員加入・定額型 ●物価調整なし ●無事故戻しなし
- 暫定保険料精算方式 ●就業障害の定義:C^{※10}

《試算条件》

- 年払 ●精神障害補償特約セット(24か月補償)
- 団体割引 ●構成員一括契約割引
- 免責期間(180日) ●人員構成(右表参照)

年齢	人員構成割合(単位:%)	
	男性	女性
15~24	5	5
25~29	5	5
30~34	5	5
35~39	10	5
40~44	10	5
45~49	10	5
50~54	10	5
55~59	5	5

※6 全員加入型(A型)の保険金額は、上記の定額型以外に「定率型」も選択できます。(任意加入型(B型)は定額型のみです。)定率型は、加入者の基本給・標準報酬月額等の一定割合を保険金としてお支払いします。

※7 記載の保険料は概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

※8 ご契約時の年齢が満55歳以上の方は、補償対象期間は「3年」となります。

※9 業種別は、ご契約者である団体の業種によって1～3級に判別されます。

(業種例)

- 1級…… 食品製造、化学工業、金属製品製造、電気機械器具製造、卸売・小売業、パルプ・紙・紙加工品製造、金融・保険業
- 2級…… 林業、農業、漁業、鉄道、通信、木材・木製品製造、不動産業
- 3級…… 航空運輸、道路旅客運送、倉庫、運輸に付帯するサービス

※10 就業障害の定義:C

定義	免責期間中	補償対象期間中
C	いかなる業務にも全く従事できないこと ^{※11}	被保険者が身体の障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であること

※11 業務に従事できるか否かの認定には、身体の障害のため「入院している」、「医師の治療を受けつつ在宅療養している」等、一定の要件があります。

GLTDはオーダーメイドの保険です。
ご要望に応じて最適なプランをご提案させていただきます。

特長

- 1年更改の団体契約で、長期の補償をご提供します。
- 人数規模による割引や団体の保険金お支払い実績等を反映した保険料の適用が可能です。
- 精神障害補償特約をセットすれば、所定の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害について保険金をお支払いすることができます。
- 全員加入型(A型)と任意加入型(B型)をあわせて制度化することにより、いっそうの福利厚生制度の充実を図れます。

ご契約の注意事項について

協定書の締結について

本契約のご契約にあたっては、契約者である企業・団体との間で、協定書^{※12}を取り交わす必要があります。

※12 協定書の内容について

被保険者の範囲、就業障害の定義、保険金のお支払方法、支払基礎所得額の算出方法、約定給付率、最高保険金支払月額、免責期間、補償対象期間、始期前治療に関する取扱い、保険料に関する事項、無事故戻しの有無等

クーリング・オフについて

お申し込みいただくご契約は、保険期間が1年以内であるため、ご契約のお申込後に、申込みの撤回または契約の解除(クーリング・オフ)を行うことはできません。

告知義務

保険契約者・被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険契約申込書に記載された内容のうち、☆印または★印がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除することがあります。

なお、健康状態に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時^(注1)からその日を含めて1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間開始時^(注1)から1年を経過していても、保険期間開始時^(注1)からその日を含めて1年以内に、就業障害が開始していた場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合は、保険金をお支払いできないことがあります^(注2)ので、保険契約申込書の記載内容を必ずご確認ください。

(注1) 継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて保険金額を増額する等、補償内容を拡大した場合は、拡大した継続契約の保険期間開始時をいい、拡大部分について同様に取扱いします。

(注2) 「身体の障害の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。

通知義務等

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除したり、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】 業種に変更が生じた場合

- ご通知いただいた内容によっては、保険料が変更となる場合があります。なお、この場合には、業種に変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を返還または請求します。
- 被保険者の月平均所得額がご契約時の額より減少した場合には、取扱代理店または当社にご連絡のうえ、保険金額の見直しについてご相談ください。
- 保険契約者の住所等を変更した場合には、取扱代理店または当社にご通知ください。

健康に関する告知について

初年度契約の被保険者、継続契約の場合で保険金額を増額された被保険者につきましては、健康状態の告知が必要です。なお、一定の条件^{※13}に該当する場合には、企業・団体の代表者による一括告知制度が採用できます。(任意加入型(B型)は、個々の加入者による告知が必要です。告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその加入者に対する部分が解除されたり、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。)

※13 次の条件すべてに該当する場合のみです。

①同一の企業体等に所属する者の団体等、当社が認める団体であること ②全員加入型(A型)契約(50名以上)であること ③定期健康診断等の方法により、団体が団体構成員全員の健康状態を常に把握できる状態にあること

保険期間および補償の開始・終了時期

- 保険期間：1年間
- 補償の開始：保険契約申込書記載の保険期間の初日の時刻
- 補償の終了：保険契約申込書記載の保険期間の末日の時刻

保険料のお払込みについて

1 全員加入型(A型)の場合

暫定保険料・確定精算方式^{※14}となります。

※14 暫定保険料・確定精算方式とは、ご提出いただいた人員構成表の資料を元に算出した保険料(暫定保険料)を契約時にお支払いのうえ、保険期間満了後に保険料を確定するために必要な資料をご提出いただき、その資料に基づいて算出した保険料と暫定保険料との差額を精算する方式です。

2 任意加入型(B型)の場合

加入者の保険料につきまして企業・団体に集金事務を委託^{※15}し、企業・団体よりお払込みいただきます。

※15 集金事務委託契約書を締結し、集金事務費をお支払いします。

重大事由による解除

重大事由による解除については、「約款・特約集」をご参照ください。

補償の重複

ご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約】

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
団体長期障害所得補償保険	団体長期障害所得補償保険 所得補償保険

就業障害が開始した場合

- 就業障害が開始した場合のお手続き(代理請求制度を含みます。)については、「約款・特約集」をご参照ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、次の書類をご提出いただく場合があります。

他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等の、当社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

ご契約が共同保険契約の場合

ご契約が共同保険契約の場合、各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の責任を負います。当社は幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行います。

保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等において、団体長期障害所得補償保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

● 保険会社の相談・苦情窓口

保険に関する相談・苦情等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客様相談室 0120-255-400 [フリーダイヤル(無料)]

【受付時間】午前9時～午後5時(土・日・祝日および年末年始を除きます。)

● 指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】午前9時15分～午後5時(土・日・祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)